

奈良県警察におけるワークライフバランス等推進状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第5項の規定に基づく実施状況の公表については以下のとおりです。

奈良県警察におけるワークライフバランス等推進のための取組計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づいて、令和3年4月、「奈良県警察におけるワークライフバランス等推進のための取組計画」を策定しました。本計画は、令和7年度末までの5年間を取組期間とし、次に掲げる数値目標を設定しています。

(※下記推進目標は、令和6年度末までに達成するよう努めるものとしています。)

- ① 職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数 → 年間14日以上
- ② 男性職員の育児休業取得率 → 50%
- ③ 男性職員の配偶者の出産に伴う休暇の取得率 → 100%
- ④ 男性の育児参加のための休暇取得率 → 100%
- ⑤ 女性の採用・登用の拡大 → 警察官に占める女性の割合を12%にする

取 組 状 況

① 職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数

	R3	R4	R5	R6
全体	11.4日	11.6日	12.5日	13.3日
本部	12.6日	13.3日	14.3日	14.8日
警察署	10.7日	10.7日	11.5日	12.3日

(各年1月1日～12月31日までの間)

奈良県警察では、各種幹部会議、各所属における研修等、あらゆる機会を通じて、「職員みんなが働きやすい職場環境づくり」を進めています。

勤務地を問わず、年次有給休暇を取得しやすい気運を高めています。



② 育児休業取得率

	R3	R4	R5	R6
男性職員	2.6%	14.9%	47.2%	96.2%
女性職員	100%	100%	100%	100%

(各年4月1日～翌3月31日までの間)

育児休業を取得したことで、
家族の絆がさらに深まりました。



